

## 村上市立中学校の部活動地域移行推進計画

村上市教育委員会

### <前提とする条件・事項>

- 地域移行の受け手となる団体を総称して、「地域クラブ活動」とする。
- 「地域クラブ活動」は、学校部活動のコピーではない。
- 移行期間は、令和5年度初から令和7年度末までとし、休日の部活動は、令和8年度初から地域の活動に完全移行する。平日についても可能な限り令和8年度初からの完全移行を目指す。休日、平日ともに「地域クラブ活動」となった場合は、令和8年度初を待たずに地域移行することを妨げない。
- 「教員の働き方改革」を推進しつつ、「希望する教師」が「地域クラブ活動」の指導者として活躍できるよう、兼職兼業の事務手続きを進める。その際、中学校以外の村上市内外勤務の教師等への広報と募集も行う。
- 移行期間中は、NPO法人希楽々が検証してきた「融合型部活動」のシステムを導入し、村上市内の総合型スポーツクラブ等のNPO法人を運営主体とした事業とする。
- スムーズな地域移行をするため、複数の学校による合同部活動を推進する。合同部活動の場合は、日本スポーツ振興センターの学校管理下の要件を満たすこととする。
- 地理的制約等の解消のため、学校間、参加生徒と指導者間のコミュニケーションのためにICT活用を推進する。
- 村上市内の既存施設及び人材の有効活用を図る。
- 村上市教育委員会では、学校教育課が中心となって生涯学習課と連携しながら地域移行を進めることとし、令和8年度初からは、生涯学習課が関連する業務を担うこととする。ただし、教師の兼職兼業の承認に関する事務は、学校教育課が行う。

## 1 地域移行の方針と地域活動の目的

### (1) 中学校部活動の地域移行の方針

少子化に伴い、部活動の選択が限られているため、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を保障し、教師の働き方改革を推進するために学校部活動を地域に移行する。

### (2) 地域活動の目的

村上市民総がかりで、生徒の多様なニーズに合った活動を新しく創り出し、村上市民の生涯にわたるスポーツと社会教育の充実と推進を図る。

## 2 村上市の基本方針

### (1) 村上市立中学校の部活動について

- ① 国及び新潟県の通知等により、村上市立中学校の運動部活動及び文化部活動を、地域の活動に移行する。
- ② 令和4年度にそれぞれの中学校にある部活動は何らかの形で地域の活動に移行することを目指す。ただし、「地域クラブ活動」団体が立ち上げられない場合はやむを

得ないものとする。

③ 移行期間を、令和5年度初から令和7年度末とする。

④ 完全移行について

ア 休日（祝日等を含む）の中学校部活動は、令和8年度初から完全に地域に移行する。

イ 平日の中学校部活動は、令和8年度初からの完全移行を目指す。

⑤ 学校部活動の募集停止等について

ア 休日に加えて、平日の活動も「地域クラブ活動」に移行できた部は、令和8年度から中学校部活動としての募集はしない。部員及びその保護者、学校、「地域クラブ活動」団体が同意した場合は、それ以前に募集を停止して、「地域クラブ活動」に完全移行することを妨げない。

イ 平日の活動が令和8年度初までに「地域クラブ活動」に移行できない部は、平日のみ教職員の勤務時間内の活動とする。休日の活動は、中体連大会並びに吹奏楽連盟等のコンクールへの参加のみの活動とする。

ウ 次の学習指導要領の改訂（令和9年度頃）で、部活動が学校の教育活動でなくなった場合は、村上市立中学校の部活動はすべて廃止とする。

(2) 移行期間における融合型部活動について

① 融合型部活動について

ア 移行期間において、運営主体に登録した「地域クラブ活動」団体と中学校が連携・協力して、新しく立ち上げて運営する活動である。

その際、その学校の教員が指導に当たる場合は、校長が部活動として認めることができる。また、複数校による合同部活動としての活動となる場合は、日本スポーツ振興センターによる「学校管理下の範囲」の条件を満たすものとする。

イ 生徒の活動への参加は希望制とする。

ウ 校長は、移行期の融合型部活動が、平日、休日ともに立ち上がったときは、その時点でその部活動の募集を停止することができる。ただし、募集停止時期については、それぞれの学校の実情に委ねる。

エ 校長が融合型部活動を学校の部活動として認める場合は、生徒の活動は学校管理下となり、日本スポーツ振興センターの給付の対象となる。また、教員については公務となり、公務災害等の対象となる。また、休日（祝日を含む）については、学校の管理下において行われる部活動として、教員特殊業務手当の対象となる。

オ 希望する教師が、兼職兼業の申請を行って融合型部活動に参加する場合は、原則として、勤務時間中の指導は認められない。勤務時間外においては、それぞれの「地域クラブ活動」団体が定める報酬等を得ることができる。ただし、公務でないため、怪我や活動に起因する疾病、行き来の際の交通事故等は個人の責任となる。

兼職兼業の申請は、希望する教師が所属する学校運営に支障がある場合や当該教師の学校における時間外労働時間とこの融合型部活動に従事する時間の合計が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合は兼

職兼業の許可はしない。

生徒の場合、その学校の顧問教師が指導しない、もしくは、兼職兼業による教師等による指導は、学校管理下外となるため、活動中や活動場所までの交通事故等は個人の責任となる。そのため、スポーツ安全保険に加入しない者はこの活動に参加できない。

カ 「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁 文化庁）[資料1](#)により、適切な休養日（平日1日、週休日1日の1週につき2日の休養日）と適切な活動時間（平日は2時間以内、休日は3時間以内）を遵守すること。

② 兼職兼業の申請

希望する教師は、所定の様式により、所属する学校を通じて学校長が認めた場合に兼職兼業の申請できることとし、村上市教育委員会が承認して本人に通知する。なお、兼職兼業の手続きについては別に定める。

③ 平日の活動について

ア 移行期間における運動部の平日の活動は、次の運営主体と連携して、段階的に融合型部活動へ移行し、準備が整えば、「地域クラブ活動」に移行することを妨げない。

また、村上第一中学校と村上東中学校、神林中学校と岩船中学校については、地域クラブ活動バス（仮称）の運行も同時に進めながら、合同の活動を推進する。他の中学校でも活動場所までの地域クラブ活動バス（仮称）の運行も検討する。

- ・ 山北中学校 → NPO 法人 さんぽくスポーツ協会
- ・ 朝日中学校 → NPO 法人 愛ランドあさひ
- ・ 村上第一中学校、村上東中学校 → NPO 法人 ウェルネスむらかみ
- ・ 神林中学校、岩船中学校 → NPO 法人 希楽々
- ・ 荒川中学校 → NPO 法人 サンスマイルあらかわ

イ 移行期間における文化部の活動は、運動部同様の総括運営主体や運営主体、「地域クラブ活動」団体が新しく立ち上げれば同様の流れで地域移行を進める。

しかしながら、NPO 法人等の立ち上げの目途が立たないため、移行期間を含め、当分の間は、村上市教育委員会学校教育課と生涯学習課に担当者を置いて、段階的な移行を目指すものとする。

想定する「地域クラブ活動」への移行は、吹奏楽部のみとし、それ以外の文化部については、社会教育の講座等の受講によって代替える。ただし、移行までは学校管理下の活動として、学校部活動として美術やアニメ等についても活動を保障できるように各学校で検討する。

全市内の中学校のPTAが連携して、「心とからだクラブ」を新しく立ち上げる。平日は「監視員」を置き、ICT等を用いて遠隔の指導者等の指導を受けて活動し、兼職兼業指導者がいればその指導者が指導する。

④ 休日（祝日を含む）の活動について

ア 移行期間における休日の活動については、平日と同じ、次の運営主体と連携して、段階的に融合型部活動へ移行し、準備が整えば、「地域クラブ活動」に移行す

ることを妨げない。

- ・ 山北中学校 → NPO 法人さんぽくスポーツ協会※
- ・ 朝日中学校 → NPO 法人愛ランドあさひ※
- ・ 村上第一中学校、村上東中学校 → NPO 法人ウェルネスむらかみ
- ・ 神林中学校、岩船中学校 → NPO 法人希楽々
- ・ 荒川中学校 → NPO 法人サンスマイルあらかわ

ただし、生徒数や活動場所等の関係から、「山北中学校と朝日中学校（NPO 法人さんぽくスポーツ協会と NPO 法人愛ランドあさひ）」については、合同の活動とする。その他、種目（競技）によっては合同の活動となる場合も想定する。

イ 移行期間における休日の活動の交通手段について、融合型部活動が学校等の施設で行われ、校長が学校の部活動として認める場合は、それぞれの学校の平日の登下校の手段（徒歩、自転車、通学バス、保護者送迎）で構わない。校長が部活動として認めない場合は、保護者による送迎を原則とする。

吹奏楽部については、休日は一カ所に集まって活動する。移行期間は合同部活動として活動しながら、「地域クラブ活動」として、村上市合同吹奏楽「心とからだクラブ（仮称）」に移行していく。

### (3) 令和 8 年度からの「地域クラブ活動」について

- ① 部活動改革の趣旨を承諾し、次の条件を満たした希望する団体が、それぞれの運営主体に申し出て、運営主体の傘下に入り、その運営主体と連携した団体を、村上市「地域クラブ活動」団体とする。

#### <村上市「地域クラブ活動」としての条件>

- a 年度ごとに、代表者及び会計責任者が選出され、活動計画、予算、決算、活動規則、指導者報酬等が決められ、参加する生徒及び保護者の了解が得られていること。
- b 参加する生徒及び指導者等は、スポーツ安全保険に加入させること。
- c 参加生徒の所属校や保護者との連絡を密にし、生徒にとって過度な負担とならないよう、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、文化庁）」資料 1の遵守すること。
- d 指導者は、公認スポーツ指導者資格又はこれに準ずる資格、若しくは、総括運営主体が実施する「指導者育成プログラム」を受講し、公認指導者資格を取得させること。
- e 指導者が兼職兼業を許可された教員の場合、「学校運営に支障がある場合や当該教師の学校における時間外労働時間と地域活動（団体）に従事する時間の合計が、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とならないことが見込まれる場合は、兼職兼業の許可を出さないことが適当である。」とされているので、最低限、この要件に該当しないように、所属校と十分に連携して、「教師の働き方改革」を推進すること。
- f 「地域クラブ活動」団体は、総括運営主体及び運営主体の管理・監督（ガバナンスコード）を受け、連携した運営主体の助言に従わなければならない。
- g 「地域クラブ活動」団体が、連携した運営主体から助言に従わない場合は、総

括運営主体と全ての運営主体とからなる会議で協議した上で、指導、勧告、連携取り消しする。ただし、連携取り消しに当たっては、代表者、参加生徒及びその保護者の意見を十分に聴取することを了承する。

- ② 村上市及び村上市教育委員会の役割
- ア 村上市教育委員会は、年度ごとに、総括運営主体と地域活動に関する業務について、契約（指導、助成等）を結び、村上市民の生涯スポーツ及び社会教育の充実と推進を図る。
- イ 村上市教育委員会は、年度ごとに、全運営主体の総意により互選された団体を総括運営主体と位置付け、総括運営主体の代表者を総括コーディネーターに委嘱する。また、各運営主体の代表者をサブコーディネーターに委嘱する。
- ウ 村上市と国は、経済的に困窮する世帯の生徒が、「地域クラブ活動」の活動に参加できなくならないよう、会費等について支援を検討する。
- ③ 総括運営主体及び総括コーディネーターの役割
- ア 村上市教育委員会から委嘱された総括コーディネーターは、各運営主体の代表（サブコーディネーター）を総括し、「公認指導者研修会」を企画・運営する。「公認指導者研修会」の詳細については、別に定める。
- イ 希望する指導者に、「公認指導者資格」を発行するに当たっては、村上市教育委員会と連携・協議する。「公認指導者資格」は毎年更新することとし、不適格と判断する者の更新はしない。不適格の基準は別に定める。
- ウ 村上市「地域クラブ活動」のスポーツに関する団体で指導する者は、統括運営主体に「指導者申請登録票」を提出し、面接等の審査実施し、総括運営主体が登録承認を受けることとする。
- ④ 運営主体の役割
- ア 条件を満たし、申し出て運営主体の傘下に入り連携した団体を、村上市「地域クラブ活動」団体とする。
- イ 連携を認めた団体について、その団体の活動が、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁、文化庁）」[資料1](#)に従い、参加生徒にとって過度な負担とならないよう管理・監督（ガバナンスコード）し、助言をする。
- ウ 運営主体の助言に従わない連携団体については、総括運営主体と他の運営主体との会議で協議した上で、指導、勧告、連携取り消しをする。ただし、連携取り消しに当たっては、団体の代表者、参加生徒及びその保護者に意見を十分に聴取して判断する。
- エ 連携団体に、希望する教師が兼職兼業の承認を受けて指導者となっている場合、その教師が所属する学校と連携して、「教師の働き方改革」を推進する。
- オ 連携する「地域クラブ活動」団体に参加する生徒の所属校との情報交換や連携をして、個々の生徒にとって無理のない活動となるよう連絡調整をする。
- ⑤ 「地域クラブ活動」について
- ア 活動を希望する団体は、『村上市「地域クラブ活動」としての条件』を満たし、いずれかの運営主体に申し出て、その運営主体の傘下に入り、連携することで、村

上市「地域クラブ活動」団体となる。

<主としてスポーツに関する活動>

- ・ NPO 法人さんぽくスポーツ協会
- ・ NPO 法人愛ランドあさひ
- ・ NPO 法人ウェルネスむらかみ
- ・ NPO 法人希楽々
- ・ NPO 法人サンスマイルあらかわ

※ 村上市「地域クラブ活動」団体は、(公財)日本中学校体育連盟の「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」の参加条件資料2及び新潟県中学校体育連盟主催大会参加に関わる地域スポーツ団体等認定基準資料3を受け入れ、遵守し、かつ認定申請をし、審査を受けて認定されることで、中体連が認める「地域スポーツ団体等」となる。

<主として吹奏楽に関する活動>

全市内の中学校のPTAが連携して、「心とからだクラブ」を新しく立ち上げる。村上市教育委員会(直轄方式)に申請し、村上市「地域クラブ活動」団体となる。

平日は「監視員」を置き、ICT等を用いて遠隔の指導者等の指導を受けて活動し、兼職兼業指導者がいればその指導者が指導する。休日は一カ所に集まって合同で活動する。

※ 移行期間は、「融合型部活動」として活動しつつ、村上市合同吹奏楽「心とからだクラブ(仮称)」に移行していく。「全国中学校吹奏楽コンクール」等の吹奏楽連盟主催の大会には、当面の間、学校部活動として、単独又は合同で出場する。

イ 「地域クラブ活動」団体の組織及び活動について、年度ごとに、代表者及び会計責任者を決め、年間活動計画、予算、決算、活動規則、指導者報酬等を作成し、その「地域クラブ活動」団体に参加するすべての生徒及びその保護者の了解を得る。

ウ 「地域クラブ活動」は団体ごとに、スポーツ安全保険に加入しない指導者や生徒は活動に参加させてはならない。また、万が一の場合、スポーツ安全保険の範囲以外の補償を望むときは、個人で生命保険や損害保険に入るよう促し、個人の責任であることを書面で確認すること。

エ 「地域クラブ活動」団体は、参加生徒や保護者の都合等を確認して、参加生徒やその家族にとって無理のない活動となるようにする。

オ 「地域クラブ活動」団体は、参加生徒(保護者)から、活動計画に基づいて活動費を徴収することができる。ただし、経済的に困窮する世帯の生徒も参加できるよう、負担の軽減に努めなければならない。

カ 「地域クラブ活動」団体は、総括運営主体、運営主体を通じて、村上市から積極的に助成を受け、受益者の負担軽減に努めること。

キ 「地域クラブ活動」団体に所属する指導者は、総括運営主体が行う「公認指導者資格研修」を受講し、「公認指導者資格」を取得しなければならない。また、毎

年度資格更新しなければならない。

ただし、公認スポーツ指導者資格若しくは保健体育教員免許状、教員免許状を所有し3年以上の指導歴がある者、それに準ずると総括運営主体が判断する者の研修の受講は免除する。資格等更新は毎年度行わなければならない。

ク 「地域クラブ活動」団体は、参加生徒の活動中や移動中の怪我や活動に起因する疾病について、生徒及び保護者の申請に基づき、スポーツ安全保険への請求をしなければならない。

※生徒（保護者）任せにしないこと。

ケ 「地域クラブ活動」団体は、活動に用いる用具について、活動場所（総合型スポーツクラブや施設等）と十分に連携して、自己責任により借用や安全な保管と維持を行う。

⑥ 参加生徒及び保護者について

ア 平日の地域活動に関わる交通手段は、各運営主体と各「地域クラブ活動」団体とで手配する。

イ 休日（祝日）の地域活動（団体）の交通手段は、保護者による送迎を原則とする。交通費については参加者個人の負担（受益者負担）とするが、各運営主体と各「地域クラブ活動」団体が手配する場合は妨げない。

ウ 中体連及び吹奏楽連盟等の大会やコンクール等についての交通手段は、各運営主体及び各「地域クラブ活動」団体と村上市教育委員会で連携して手配する。

エ 「地域クラブ活動」団体の活動費については、参加者個人の負担（受益者負担）とする。ただし、経済的に困窮する世帯は、国や村上市からの支援については、積極的に活用する。

オ 「地域クラブ活動」に参加する生徒は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

※ 加入及び請求は、参加する「地域クラブ活動」団体から行ってもらう。

カ 「地域クラブ活動」に参加する生徒が用いる用具等については個人で負担し、個人で管理することを基本とする。ただし、個人で使用する大型の用具や楽器等については、地域活動（団体）による自己責任を基本として活動場所（総合型スポーツクラブや施設等）と十分に連携して、安全な保管と維持を行う。

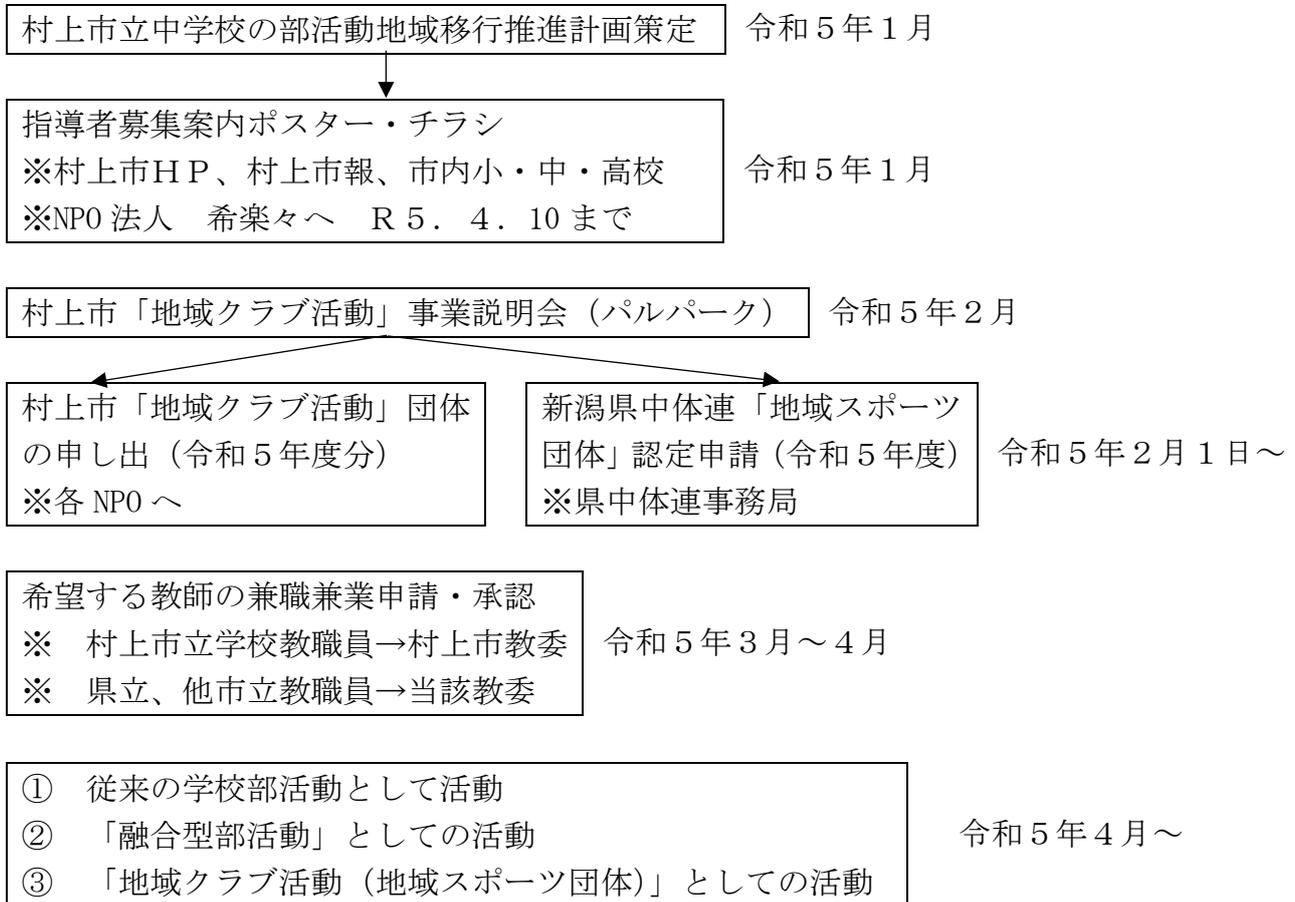
キ 地域活動（団体）に参加する生徒が用いる用具や楽器等を、学校等から借用する場合、自己責任で保管し、原状復帰で返却することを基本とする。

ただし、経年劣化等の故意でない故障等と判断される場合は、修繕や修理に必要な費用は、全てを生徒負担とすることなく、地域活動（団体）が所有者と十分に協議して生徒の負担軽減に努めること。

### 3 部活動地域移行の最終イメージ

別紙1

### 4 部活動地域移行タイムスケジュール



※ 村上市「地域クラブ活動」が立ち上がり、学校部活動と連携・協力して休日を中心に段階的に地域移行する＝「融合型部活動」

※ 村上市「地域クラブ活動」として立ち上がり、県中体連が認定する「地域スポーツ団体」として完全移行できる団体もできてくると考えます。

※ 令和5年度～7年度の3年間で、休日を完全移行します。平日も可能な限り完全移行を目指します。

### 5 その他

この取組（推進計画）は、国及び県の方針や通知、事業の進捗状況により随時見直していくものとする。

### 6 資料

資料1 別紙2

資料2 別紙3

資料3 別紙4